

地域学校協働活動を推進する地域人材の育成

—ぎふ地域学校協働活動センター推進員等育成研修の課題と意義—

安藤由美子¹⁾・石原学²⁾・益川浩一³⁾

^{1, 2)} 岐阜県環境生活部環境生活政策課（〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1）

³⁾ 岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1-1）

1. 「地域学校協働活動推進員等育成研修」実施の経緯

1.1. 地域学校協働活動の必要性

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、P T A、N P O、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を指す。

人口減少と少子高齢化、グローバル化、A I の台頭といった社会の変化が急速に進む現代においては、地域における絆の希薄化、家庭の孤立化といった課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して社会総掛かりで対応することが求められている。そのためには、地域と学校が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが不可欠である。また、新しい学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めいくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していく必要がある。こうした背景を踏まえ、地域学校協働活動の全国的な推進に向けた規定の整備が行われた。

表1. 地域学校協働活動に係る規定等の整備

年 度	答申・プラン・法改正
2016年度	<ul style="list-style-type: none">・中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」答申・「次世代の学校・地域」創生プラン・ニッポン一億総活躍プラン・働き方改革実行計画
2018年度	<ul style="list-style-type: none">・社会教育法改正
2017年度	<ul style="list-style-type: none">・地方教育行政法改正

「ニッポン一億総活躍プラン」では、2022年度までに全小中学校区で地域学校協働本部¹⁾を設置すること、「働き方改革実行計画」では、全小中学校で地域学校協働活動を推進することが目標値として掲げられている。

1.2. 岐阜県における現状と課題

岐阜県の地域学校協働活動の実施状況は、2019年5月実施の文部科学省調査によると、地域学校協働本部を設置している市町村は9市町村で21%、2021年時点では17市町村で41%となる見込みである。地域と学校を結ぶ役割を果たす地域学校協働活動推進員²⁾（以下「推進員」と呼ぶ）を配置しているのは5市町村のみで、2021年時点の見込みでも9市町村に留まる。一方で、国が一体的な推進の必要性を説いている学校運営協議会³⁾の設置率は、2019年で23市町村、55%あり、2021年には30市町村で71%となる見込みである。地域学校協働本部の設置率は、学校運営協議会の設置率の半分ほどであることがわかる。

事業の推進に向けた課題として、「地域学校協働活動推進員等新たな指導者の養成・確保・機能強化」と回答したのは19市町村に及び、約半数の市町村が支援を必要としていることがわかった。

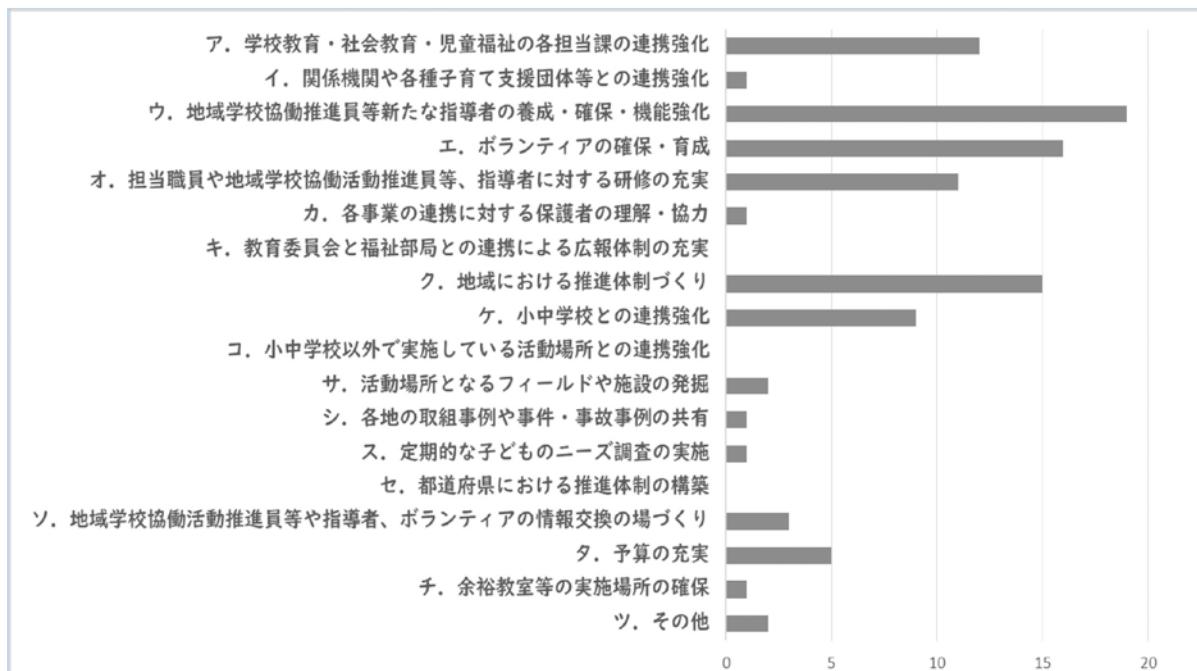


図1. 地域学校協働活動の推進に向けた課題（地域学校協働実施状況調査 2019.6 県実施）

1.3. ぎふ地域学校協働活動センターの発足

前述のような市町村からの要請に応えるべく、2019年4月、地域創生の人材育成において研究を進める岐阜大学と岐阜県が、「ぎふ地域学校協働活動センター（以下「協働活動センター」と呼ぶ）」を共同設置した。協働活動センターは、子どもの成長を支援するとともに、地域のつながりを強化し、活性化を図ることを目的に、「人材育成・確保」「調査研究」「普及啓発」につながる事業を展開する機能を担う機関であり、人材育成・確保の一環として、「地域学校協働活動推進員等育成研修（以下「推進員等育成研修」と呼ぶ）」を実施することとした。

2. 推進員等育成研修の実施

2.1. 研修の枠組

推進員として委嘱されるのは大半が地域住民であるため、受講が負担になりすぎないよう、回数は4回、1回を3時間（半日）とした。当初は前期に研修を実施し、後期は欠席者への補講対応として位置づける予定であったが、開催初年度で需要も多かったため、4回の研修を前期と後期にそれぞれ実施することとなった。

また、主会場を岐阜（岐阜大学サテライトキャンパス）に置き、テレビ会議システムで結んだ恵那会場（恵那総合庁舎）と飛騨会場（飛騨総合庁舎）を開設し、県内全域から受講できるように配慮した。

2.2. 研修の内容

研修は、協働活動の概略といった基本的な内容から、具体的な実践のヒントまでを網羅できるものとなるよう計画した。

第1回は、地域学校協働活動の背景や内容について理解することをねらいとし、元宇都宮大学教授の廣瀬隆人氏を講師に招いた。廣瀬氏は、栃木県の全公立小中学校に「地域学校連携教員」⁴⁾を配置する体制づくりに携わった経験をもち、地域づくりとしての協働活動の意義を受講生が理解することを期待した。第2回は、推進員として必要なツールを身につけるため、岡山県の公民館においてESD⁵⁾の取組を進める岡山市生涯学習課公民館推進室主査の内田光俊氏を講師に招き、施策の企画・立案の具体的な方法について演習を交えた講義を行った。第3回は、実践者の生の声に耳を傾け、実践現場の成果や課題をつかむために、岐阜県白川村で協働活動に取り組む

行政、学校、地域の代表を招き、事例紹介を行った。その後、日本女子大学教授の田中雅文氏を講師として、実践の総括となる講義を行った。また、前半の事例紹介では、行政代表として白川村の社会教育主事である新谷さゆり氏を主会場に、白川郷学園（義務教育学校）の教員2名を恵那会場に、白川村の地域住民2名を飛騨会場に配置し、全ての会場の受講者が直接、実践者と交流する機会を設けた。最終回となる第4回は、全受講者が主会場に集い、ネットワークを形成することをねらいとした。岐阜大学助教の板倉憲政氏を講師に招き、子ども理解についての講義を行った後、岐阜大学准教授の大宮康一氏がファシリテーターとなり、受講者同士の交流を深め、実践への意欲喚起を図った。

回 数	内 容	目 的	指 導 者
第1回 6月6日 11月12日	地域学校協働活動に関する基礎知識を学ぶ。 ☆講義+質疑応答（演習）	子どもを取りまく現状から、地域と学校の連携・協働の意義や取組を知る。	元宇都宮大学教授 元北海道教育大学教職大学院教授 廣瀬 隆人 氏
第2回 7月25日 12月10日	地域学校協働活動の企画・立案手法を学ぶ。 ☆講義+質疑応答（演習）	地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の実施に向けて、活動プランの企画・立案手法を習得し、プランを設計するまでの留意点を学ぶ。	岡山市教育委員会生涯学習部 生涯学習課公民館振興室主査 内田 光俊 氏
第3回 8月1日 1月14日	地域学校協働活動の実際を学び、地域学校協働活動推進員の使命や役割を理解する。 ☆講義+質疑応答（演習）	先進地における地域学校協働活動推進員等の活動や地域と学校の連携・協働のあり方を学び、地域学校協働活動の実際を理解するとともに、推進員の役割や使命を考究する。	岐阜県白川村教育委員会 社会教育主事 新谷 さゆり 氏 他 日本女子大学教授 田中 雅文 氏
第4回 9月5日 2月4日	現代の子どもの特徴や子どもとの関わり方を学ぶとともに、研修の振り返りを行う。 ☆講義+演習	地域学校協働活動の実施に向けて、子どもの特徴や子どもとの関わり方を学ぶ。 受講生同士が研修の振り返りを行うとともに、情報交流を行い、受講生同士のネットワークづくりを進める。	岐阜大学教育学部助教 板倉 憲政 氏 岐阜大学地域協学センター准教授 (ぎふ地域学校協働活動センター副センター長) 大宮 康一 氏

図2. 推進員等育成研修の概略

2.3. 受講者

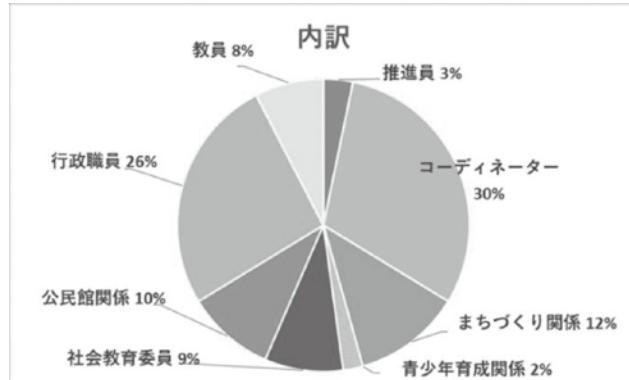
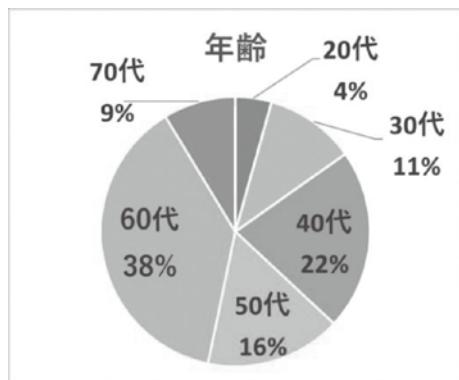
推進員等育成研修は、市町村の推進員配置を目的にして実施するものである。そこで、募集対象は、原則、市町村が推進員として委嘱を予定する者とし、市町村からの推薦を要件に加えた。ただし、協働活動の認知度がまだ低いことを考慮し、事業の理解を深めるために市町村の行政担当者や学校の教職員の受講も認めることとした。また、事業の概要理解や具体的な実践紹介を内容とする回は、市町村の学校教育主管課職員にも案内し、聴講を促した。

定員は当初50名を想定していたが、前期に19市町村から53名（岐阜会場26名、恵那会場14名、飛騨会場13名）、後期に13市町村から39名（岐阜会場19名、恵那会場13名、飛騨会場7名）の推薦があり、年間で92名が受講することとなった⁶⁾。第1回と第3回の研修において、12市町村から15名の聴講があったため、それを含めると計28市町村がこの研修に参加したことになる。県内の7割近い市町村が何らかの形でこの研修を活用しており、市町村からのニーズの高さを物語っている。

受講生の内訳は、推進員3名、コーディネーター28名、まちづくり関係11名、青少年育成関係2名、社会教育委員8名、公民館職員9名、学校教職員7名、行政職員24名となり、コーディネーターについて行政職員の割合が高かった。推進員への委嘱が研修の目的であることを考えると、既に地域で活動しているコーディネーターが多くの割合を占めるのはもっともなことである。行政職員が多いのは、業務として推進員の役割を果たしていることと、事業を企画するために担当として参加したことが要因と考えられる。その他については、今後市町村がどのような立場の人々に推進員を期待しているかということが読み取れる。市町村の実態によって、まちづくり関係者、社会教育委員、公民館職員、学校教職員と多様な立場から推進員を育成しようとしている実態が垣間見える。受講者の中には、既に委嘱され、活動している推進員も3名含まれていたが、全て

教員OBであった。教員OBは学校と地域のどちらもよく理解している立場として、推進員としての活躍を期待されている。

男女比は男性66%、女性34%と男性が高く、年齢別の割合を見ると60歳以上が約半数を占めた。若い世代を推進員として位置づけようと計画的に進める市町村もあるが、仕事が一区切りついた世代に推進員として活躍の場を与えることを検討している市町村が多いのが現状である。



3. 成果と課題

3.1. 受講者事後アンケートの結果

毎回研修後に実施した事後アンケートでは、「大変満足」「満足」を合わせた割合が、第1回95%、第2回84%、第3回91%、第4回92%という結果となり、受講者が概ね満足できる内容であったことがうかがえる。

記述式のアンケートでは、第1回は、国の大規模な流れの中で協働活動をとらえることができ、実践に裏打ちされた具体的な話でわかりやすい内容であったことが評価された。協働活動は地域づくりであるという視点が明確になり、地域学校協働活動のぼんやりしていたイメージがすっきりしたという声が多くあった。第2回は、具体的な立案方法を提示したことへの評価が高く、理想とする姿を想定して目的、ゴールを定め、課題達成のために活動を仕組むプロセスが理解できたという感想が多くあった。第3回は、異なる立場の実践者から直に声を聞けたことが評価され、子どもを核とした地域と学校の協働のイメージを具体的につかむことができた、地域住民の当事者意識の必要性を理解したという声が多かった。第4回は、何より県内各地の受講生と会って情報交流ができたことへの満足感が高く、同じ立場の者同士が語り合うことで、活動へのヒントと意欲を持つことができたという声が多くあった。

一方、少数ではあったが、国の政策等の内容理解や施策の企画・立案の演習が難解であった、紹介事例が自身の置かれた環境と違うため同じように取り組むことはできないという声も聞かれた。

3.2. 考察

研修の修了者には、課題レポートの提出を条件に、センター長名で修了証を授与することとなっていた。欠席者に対しては、研修を記録したDVDの視聴で対応したが、前期研修の受講者53名のうち、5名が勤務等の都合により後期も継続受講となり、1名が途中で受講取りやめとなった。最終的に修了証を授与されたのは47名であった。

岐阜県の地域学校協働活動の実施状況について、2019年11月の時点で再度、県による調査を実施した。結果から、地域学校協働本部を設置している、または今後設置する予定であると回答した市町村が28市町村で66%となった。推進員については、配置している、または配置する予定であると回答した市町村が22市町村で52%となった。どちらも5月実施の調査に比べると大幅に伸びている。

多くの市町村が抱える地域と学校をつなぐ人材の育成という課題に対応した内容の研修を仕組んだこと、受講者の研修終了後の活躍の場を確保することをねらって市町村の推薦を応募の条件としたことが功を奏し、市町村の意識を変えることにつながり、前述の調査結果の一因となっていると考えられる。

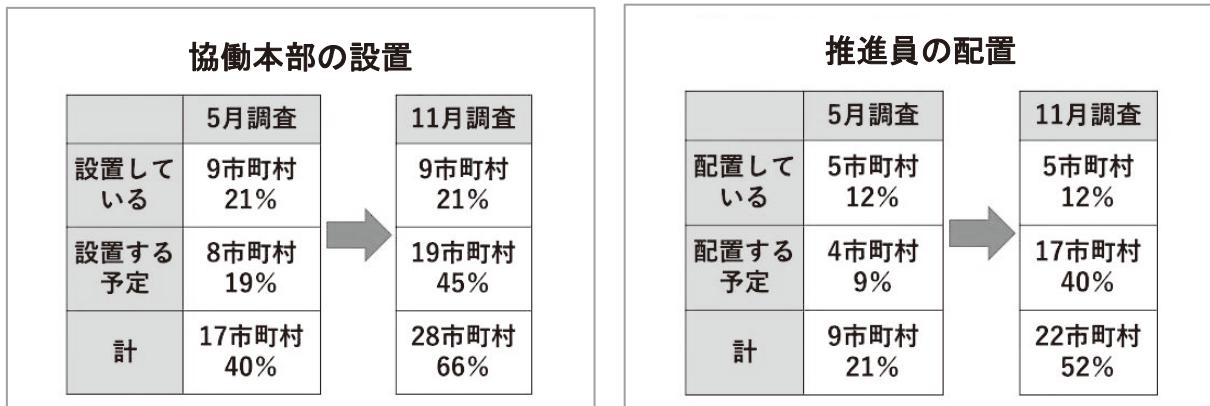


図5. 協働本部の設置状況の比較

図6. 推進員の配置状況の比較

3.3. 今後の方針

前向きに取り組む受講者の意欲を大事にし、推薦者全員が推進員としての力をつけ、修了できる研修にしたい。今年度は、開催初年度ということもあり、年度途中の申込みに対応するため、前後期の2期制で実施したが、今後は、4日間1期の開催していく。欠席者への対応として、毎回の研修終了後に、各会場でDVDを用いたセンター職員等による補講を実施する方向で調整し、欠席者も出席者と同程度の研修を受けられるように担保する。

受講者にとって実りある研修とするために、対象を絞って、研修内容を焦点化していくことも必要である。そのため、新たに推進員等育成研修修了者を対象としたフォローアップ研修を加える予定である。実践的な内容をフォローアップ研修に盛り込むことで、推進員等育成研修の内容はより基礎的なものに軸足を置くことができるよう考える。

地域学校協働活動の推進は、子どもの成長と地域創生の視点から必要不可欠であるが、一朝一夕には進まないことも事実である。本研修の受講修了者が市町村に戻り、課題を乗り越えながら、地域の実態に応じた活動を推進していくことを期待している。

(注)

- 1) 2015年12月の中央教育審議会答申において、従来の「学校支援地域本部」等の活動を基盤として、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方の「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク化」を目指し、幅広い地域住民の参画により、地域学校協働活動を推進する新たな体制として提言された。
- 2) 2017年4月施行の改正社会教育法では、地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターを「地域学校協働活動推進員」として、教育委員会が委嘱することができることとされた。
- 3) 地方教育行政法第47条の6に基づき、教育委員会によって学校に設置される合議体。学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する。
- 4) 栃木県では、地域の特性を生かした教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格教員をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化し、校務分掌に位置づけている。
- 5) Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、これらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動を指す。
- 6) 受講者数は、前期受講者のうち後期も継続して受講した4名を含む延べ数で記載している。